

別紙

令和4年2月 設計積算要領 新旧対照表
(関係部分のみ抜粋)

森林整備保全事業設計積算要領 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日付け 22 北森二第 27 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 4 年 1 月 19 日 3 北森二第 56 号</p> <p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成 23 年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。</p> <p>1 基 本</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領の制定について</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて 〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 132 号）（治山編及び林道編）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成 12 年 3 月 31 日以前に発注された工事で、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第 1～9 [略]</p> <p>（参考資料） 設計書の単位（金額）</p> <p>[略]</p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）の制定について</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日付け 22 北森二第 27 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 3 年 9 月 7 日 3 北森二第 41 号</p> <p>北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領（林道事業）を別紙のとおり制定し、平成 23 年度以降に実施する事業から適用することとしたので、この要領に基づき適切に実施されたい。</p> <p>1 基 本</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領の制定について</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号 林野庁長官より森林管理局（分局）長及び知事あて 〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領を別紙のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日以降に着手される事業から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。 また、森林整備事業設計書作成要領の制定について（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 132 号）（治山編及び林道編）は、平成 12 年 3 月 31 日をもって廃止することとしたので、了知されたい。 なお、平成 12 年 3 月 31 日以前に発注された工事で、平成 12 年 4 月 1 日以降も引き続き施工される工事については、上記の廃止された通達が適用されるので念のため申し添える。</p> <p>森林整備保全事業設計積算要領</p> <p>第 1～9 [略]</p> <p>（参考資料） 設計書の単位（金額）</p> <p>[略]</p> <p><u>「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて</u></p>

平成 15 年 3 月 28 日付け 14 林整第 358 号
林野庁森林整備部計画課長より北海道
森林管理局森林整備部長あて

「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」(平成 12 年 3 月 1 日付け 11 林野計第 138 号林野庁長官通知) 及び「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知) における貨物自動車の運賃料金については、当面、下記のとおり取扱うこととする。

記

1 次の運賃料金については、当面の間、平成 11 年 3 月 26 日に各運輸局が示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」を準用するものとする。

森林整備保全事業設計積算要領の第 5 の 1 のアのウ)の b の基本運賃料金
森林整備保全事業標準歩掛の第 2 の 2 - 9 - 1 の貨物自動車の運賃料金

付則

1 この取扱いは、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 - 13
林野庁指導部長、国有林野部長より
森林管理局(分局)森林整備部長あて
[最終改正] 令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 818 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領(平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。)及び森林整備保全事業標準歩掛(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。)で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 - 2 林野庁指導部長通達)、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」(平成 6 年 4 月 8 日付け 6 - 10 林野庁指導部長通達)及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」(平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知)は廃止する。

記

1 ~ 5 [略]

(別表) 山間僻地の判定基準点数表 [略]

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11 - 13
林野庁指導部長、国有林野部長より
森林管理局(分局)森林整備部長あて
[最終改正] 令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 818 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領(平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通達。「以下「設計積算要領」という。)及び森林整備保全事業標準歩掛(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。)で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 - 2 林野庁指導部長通達)、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」(平成 6 年 4 月 8 日付け 6 - 10 林野庁指導部長通達)及び「森林整備事業における「押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」(平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知)は廃止する。

記

1 ~ 5 [略]

(別表) 山間僻地の判定基準点数表 [略]

A～H [略]

2 土 工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて
〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成 11 年 4 月 1 日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

1～8 [略]

押土作業等の適用土質、損料補正について [略]

1～20 [略]

18 路盤工

(1)～(2) [略]

(3) 路床内法仕上工歩掛

路床内法仕上工は次の歩掛による。

(100m² 当たり)

名 称	規 格	単 位	路床内法仕上工
世話人		人	0.2
普通作業員		〃	0.6
バックホウ運転	排出ガス対策型（第 2 基準値） クローラ型山積 0.8 m ³ （法面バケット付き）	h	2.6

A～H [略]

2 土 工

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号
林野庁長官より森林管理局(分局)長及び知事あて
〔最終改正〕令和 3 年 3 月 31 日 2 林整計第 816 号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成 11 年 4 月 1 日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号林野庁長官通達）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通達）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

1～8 [略]

押土作業等の適用土質、損料補正について [略]

1～17 [略]

18 路盤工

(1)～(2) [略]

(3) 路床内法仕上工歩掛

路床内法仕上工は次の歩掛による。

(250 m 当たり)

名 称	規 格	単 位	路床内法仕上工
世話人			0.2
普通作業員		〃	0.6
バックホウ運転	排出ガス対策型（第 2 基準値） クローラ型山積 0.8 m ³ （法面バケット付き）	h	2.6

- 備考 1 バックホウ(法面バケット付)損料は、バックホウ(クローラ型)損料と同額とする。
2 本歩掛には、残土の積込、運搬並びに法面保護は含まない。
3 人力切盛土及び人力機械の併用施工の場合は計上しないこと。
4 岩石類については、路床内法仕上工は設けないこと。
5 作成単位を m 当たりで計上する場合は次のとおり計算し設定すること。
(例) 路床厚さ H=20cm の場合 $100\text{m}^2 \div (0.2 \times 2) = 250\text{m}$
(例) 路床厚さ H=30cm の場合 $100\text{m}^2 \div (0.3 \times 2) = 166.6 \div 167\text{m}$

19～20 [略]

3 運搬工

1 運搬工

(1)～(3) [略]

(4) 貨物自動車運搬

必携第1編共通工 第2運搬工 2-8貨物自動車運搬を適用する。

貨物自動車の運賃料金については、国土交通省により設定された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に基づき、北海道運輸局で策定された「距離制運賃表」を適用する。

[削る]

(5)～(6) [略]

4 コンクリート工

コンクリート工

1 [略]

2 場所打擁壁工

擁壁工のうち小型擁壁、重力式擁壁、もたれ式擁壁、逆T式擁壁、L型擁壁において下記(1)の適用範囲に該当する場合には、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準(以下「施工パ基準」という。) 2章共通工 場所打擁壁工(1)又は(2)を適用する。

(1)適用範囲

必携 施工パ基準 2章共通工 場所打擁壁工(1)1又は(2)1を適用する。

- 備考 1 バックホウ(法面バケット付)損料は、バックホウ(クローラ型)損料と同額とする。
2 本歩掛には、残土の積込、運搬並びに法面保護は含まない。
3 人力切盛土及び人力機械の併用施工の場合は計上しないこと。
4 岩石類については、路床内法仕上工は設けないこと。
[新設]

19～20 [略]

3 運搬工

1 運搬工

(1)～(3) [略]

(4) 貨物自動車運搬

必携第1編共通工 第2運搬工 2-8貨物自動車運搬を適用する。

「森林整備保全事業設計積算要領」等における貨物自動車の運賃料金の取扱いについて(平成15年3月28日付け14林整第358号林野庁森林整備部計画課長通知)は、北海道開発局の「土木工事費積算基準 参考資料」の一般貨物運送事業の貸切運賃表を適用する。

注 運賃の端数処理

1 計算途中は、円未満切捨てる。

2 集計1車当たりの運賃が10,000円未満のときの端数は100円に切上げる。

3 集計1車当たりの運賃が10,000円以上のときの端数は、500円未満は500円に、500円から1,000円未満は1,000円に切上げる。

(5)～(6) [略]

4 コンクリート工

コンクリート工

1 [略]

2 [新設]

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 2章共通工 場所打擁壁工(1)2又は(2)2を適用する。

(3) 施工パッケージの条件区分、代表機材規格

必携 施工パ基準 2章共通工 場所打擁壁工(1)3又は(2)3を適用する。

3 コンクリート工

上記2の場所打擁壁工や橋台・橋脚工以外で下記(1)の適用範囲に該当する場合には、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。） 3章コンクリート工を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 1を適用する。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 2を適用する。

(3) コンクリート打設工法の選定

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 3を適用する。

(4) 無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 4を適用する。

圧送管30mを越えた場合の組立・撤去は、必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①5-1-1を適用範囲とし、適用ができない場合は5-1-2を適用する。

(5) 無筋・鉄筋構造物人力打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 4を適用する。

(6) 小型構造物クレーン車打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 4を適用する。

(7) 小型構造物人力打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 4を適用する。

(8) 養生工

必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-5養生工を適用する。

(9) 養生工（特殊養生）

養生工（特殊養生）はジェットヒーターによる養生を標準とし、必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-6養生工（特殊養生）を適用する。

ただし、雪寒仮囲い工を設置した場合は、必携 第1編共通工第8 仮設工 8-8-2・5(1)ジェットヒータ養生を適用する。

(10) 単価表（養生工）

養生工は、必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-10単価表を適用する。

特殊養生工（仮囲い内ジェットヒータ養生）は、必携 第1編共通工第8 仮設工 8-8-2・8単価表を適用する。

4 型枠工

上記3のコンクリート工を適用する場合の型枠工としては、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。） 3章コンクリート工 型枠工を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 1適用範囲を適用する。

2 コンクリート工

森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式による積算（以下「施工パ方式」という。） については、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。） 3章コンクリート工 ①コンクリート工を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①1を適用する。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①2を適用する。

(3) コンクリート打設工法の選定

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①3を適用する。

(4) 無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①4を適用する。

圧送管30mを越えた場合の組立・撤去は、必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①5-1-1を適用範囲とし、適用ができない場合は5-1-2を適用する。

(5) 無筋・鉄筋構造物人力打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①4を適用する。

(6) 小型構造物クレーン車打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①4を適用する。

(7) 小型構造物人力打設

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ①4を適用する。

(8) 養生工

必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-5養生工を適用する。

(9) 養生工（特殊養生）

養生工（特殊養生）はジェットヒーターによる養生を標準とし、必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-6養生工（特殊養生）を適用する。

ただし、雪寒仮囲い工を設置した場合は、必携 第1編共通工第8 仮設工 8-8-2・5(1)ジェットヒータ養生を適用する。

(10) 単価表

必携 第1編共通工 第3コンクリート工 3-1-10単価表を適用する。

特殊養生工（仮囲い内ジェットヒータ養生）は、必携 第1編共通工第8 仮設工 8-8-2・8単価表を適用する。

3 型枠工

森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式による積算（以下「施工パ方式」という。）、必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。） 3章コンクリート工 ②型枠工を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ②1適用範囲を適用する。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 2施工概要を適用する。

(3) 型枠

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 3を適用する。

(4) 残存型枠

[略]

5 モルタル練

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 3章コンクリート工 コンクリート工 4-2モルタル練を適用する。

6 鉄筋加工・組立歩掛

[略]

7 伸縮目地取付歩掛

[略]

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。）2章 排水構造物を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工1 を適用する。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工2 を適用する。

(3) ヒューム管（B形管）

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-1 を適用する。

(4) ボックスカルバート

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-2 を適用する。

(5) 暗渠排水管

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-3 を適用する。

(6) フィルター材

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-4 を適用する。

(7) PC管

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-11 を適用する。

(8) 集水桝

[略]

(9) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2章 排水構造物工3-12 を適用する。
円形 1 型の管径250～600mmの歩掛は次のとおりする。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ②2施工概要を適用する。

(3) 型枠

必携 施工パ基準 3章コンクリート工 ②3を適用する。

(4) 残存型枠

[略]

4 モルタル練

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準 3章コンクリート工 ①コンクリート工 4-2モルタル練を適用する。

5 鉄筋加工・組立歩掛

[略]

6 伸縮目地取付歩掛

[略]

5 溝渠工・法面工

1 溝渠工（水路工）

必携 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準（以下「施工パ基準」という。）2章 共通工 ⑭排水構造物を適用する。

(1) 適用範囲

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭1 を適用する。

(2) 施工概要

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭2 を適用する。

(3) ヒューム管（B形管）

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-1 を適用する。

(4) ボックスカルバート

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-2 を適用する。

(5) 暗渠排水管

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-3 を適用する。

(6) フィルター材

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-4 を適用する。

(7) PC管

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-11 を適用する。

(8) 集水桝

[略]

(9) コルゲートパイプ等

ア. コルゲートパイプ

必携 施工パ基準 2章 共通工 ⑭3-12 を適用する。
円形 1 型の管径250～600mm、管径1,350mmと、円形 2 型の管径1,750mmの歩掛は次のと

(10m 当たり)

型式		円形
管径	mm	250～600
普通作業員	人	2.6

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50 %とする。

イ. コルゲートパイプ支保工

(1m 当たり)

管径(mm)	円形		パイプアーチ形				諸雑費(%)
	製材(㎡)	普通作業員(人)	スパン(mm)	ライズ(mm)	製材(㎡)	普通作業員(人)	
1,200	施工パッケージに含む		2,000	1,500	0.1508	0.33	材料費の10%を 円形、パイプ アーチ形、共 に見込む
1,350			2,300	1,650	0.1568	0.39	
1,500			2,700	1,800	0.1649	0.45	
1,750			3,000	1,950	0.1710	0.49	
2,000			3,700	2,250	0.1852	0.60	
2,500			4,400	2,600	0.1994	0.71	
3,000			5,100	2,900	0.2136	0.84	
3,500			5,800	3,200	0.2277	0.96	
4,000							
4,500							

※諸雑費は、鉄丸釘等であり、製材の償却率は30%とする。

ウ. コルゲート半円管敷設歩掛

[略]

(10) コルゲートフリューム

必携 施工パ基準 2章 [排水構造物工3-14](#) を適用する。

(11) 水路工

[略]

おりする。

(10m 当たり)

型式		円形		
管径	mm	250～ 600	<u>1,350</u>	<u>1,750</u>
普通作業員	人	2.6	<u>5.7</u>	<u>12.8</u>

※撤去歩掛は、据付歩掛の 50 %とする。

イ. コルゲートパイプ支保工

(1m 当たり)

管径(mm)	円形		パイプアーチ形				諸雑費(%)
	製材(㎡)	普通作業員(人)	スパン(mm)	ライズ(mm)	製材(㎡)	普通作業員(人)	
1,200	施工パッケージに含む		2,000	1,500	0.1508	0.33	材料費の10%を 円形、パイプ アーチ形、共 に見込む
1,350	<u>0.0338</u>	<u>0.16</u>	2,300	1,650	0.1568	0.39	
1,500	施工パッケージに含む		2,700	1,800	0.1649	0.45	
1,750	<u>0.0379</u>	<u>0.16</u>	3,000	1,950	0.1710	0.49	
2,000	施工パッケージに含む		3,700	2,250	0.1852	0.60	
2,500			4,400	2,600	0.1994	0.71	
3,000			5,100	2,900	0.2136	0.84	
3,500			5,800	3,200	0.2277	0.96	
4,000							
4,500							

※諸雑費は、鉄丸釘等であり、製材の償却率は30%とする。

ウ. コルゲート半円管敷設歩掛

[略]

(10) コルゲートフリューム

必携 施工パ基準 2章 [共通工 ⑭3-13](#) を適用する。

(11) 水路工

[略]

6～9 [略]

10 仮設工・共通仮設費・その他

仮設工

1～7 [略]

共通仮設費

1～7 [略]

その他

1 [略]

2 建設副産物処理費

1) 建設副産物の処理について
[略]

2) 建設副産物処理費の積算

ア) 重量の算出
[略]

イ) 運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

①鉄くず、木材等

トラックにより運搬するものとし、国土交通省により設定された「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」に基づき、北海道運輸局で策定された「距離制運賃表」を用いる。

ただし、根株など土の付着したものについては、ダンプトラックにより運搬するものとする。

②コンクリート殻、アスファルト殻等
[略]

ウ) 処理費
[略]

11～14 [略]

6～9 [略]

10 仮設工・共通仮設費・その他

仮設工

1～7 [略]

共通仮設費

1～7 [略]

その他

1 [略]

2 建設副産物処理費

1) 建設副産物の処理について
[略]

2) 建設副産物処理費の積算

ア) 重量の算出
[略]

イ) 運搬費

運搬費については、以下のとおり廃棄物の種類に応じた運搬手段により積算し、運搬距離は処分場までの距離とする。

①鉄くず、木材等

トラックにより運搬するものとし、一般貨物運送事業の貸切運賃を用いる。

ただし、根株など土の付着したものについては、ダンプトラックにより運搬するものとする。

②コンクリート殻、アスファルト殻等
[略]

ウ) 処理費
[略]

11～14 [略]